破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５９号
愛知県岡崎市若宮町３丁目27番地
債務者　三島　公爾
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　破産債権の届出期間　平成28年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成28年７月12日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
三重県三重郡朝日町白梅の丘東１丁目８番地２、前住所三重県伊賀市希望ヶ丘東５丁目１番５号
債務者　木村真喜子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３４０号
岡山市北区西崎１丁目12番17号
債務者　松家美智子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　破産債権の届出期間　平成28年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
宮城県石巻市吉野町３丁目６番18号　メゾン吉野202号、前住所宮城県石巻市鹿妻北１丁目２番２号　フレグランス鹿妻Ｂ101号
債務者　阿部　篤
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　拓
4　破産債権の届出期間　平成28年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
神奈川県伊勢原市笠窪243番地の２　ビバリーハイツＡ－101号、前住所神奈川県伊勢原市板戸388番地の１　野村マンション206号
債務者　木戸　修子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７号
栃木県足利市山下町1421　レオネクスト春日岡ファミリア101、住民票上の住所埼玉県越谷市大字袋山1000番地１　第３正美荘101号
債務者　砂村　巌
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　実
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１３４号
静岡県焼津市小土790番地　ガーデンパレスカネブンＢ105号室、旧住所静岡県焼津市藤守2636番地の４
債務者　塚本　友行
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葦名　ゆき
4　破産債権の届出期間　平成28年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８５号
静岡県富士宮市大岩856番地１ルシェッロ202号室、住民票上の住所静岡県富士宮市小泉1577番地の35
債務者　佐野　貴之
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木真二郎
4　破産債権の届出期間　平成28年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月22日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５９３号
横浜市西区境之谷98番地
債務者　府川フミ子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　慎二
4　破産債権の届出期間　平成28年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２７２号
神奈川県藤沢市本藤沢６丁目８－17
債務者　寺田　博
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　剛
4　破産債権の届出期間　平成28年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県西脇市大木町484番地
債務者　片岡　輝一
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１４１号
神戸市北区ひよどり台１丁目８番地　127棟201号
債務者　山浦由紀子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八隅美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１号
群馬県太田市新井町279番地　タウンハイツキノシロ201号
債務者　エーダッシュこと　後藤　一成
1　決定年月日時　平成28年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部